

川崎市公告第1234号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和7年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託事業名

カワサキノコト 川崎市市勢要覧 2026 制作業務委託

2 委託内容

カワサキノコト 川崎市市勢要覧 2026 の制作における、企画、取材、写真撮影、文章作成、レイアウト・デザイン、編集、広告掲載等

3 履行期間

契約締結日～令和8年3月24日（火）

4 提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目「99 その他業務 09 印刷物のデザイン又は99 その他」に登録されているか、業者登録申請中で、企画提案会当日までに上記の業種・種目に登録見込みであること。

(4) 制作実績について、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 川崎市又は他自治体の広報誌（紙）の制作実績を過去3年間に1件以上有すること。

イ 書店等で有償販売される地域情報誌（紙）の制作実績を過去3年間に1件以上有すること。

ウ 川崎市又は他自治体で無償配布される地域情報誌（紙）の制作実績を過去3年間に1件以上有すること。

5 担当部署

総務企画局シティプロモーション推進室

6 参加意向申出書、仕様書等の配布及び参加申込

(1) 配布期間

令和7年8月13日（水）～令和7年8月21日（木）

(2) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 11 階

総務企画局シティプロモーション推進室

電話番号 044-200-2287

メールアドレス 17koho@city.kawasaki.jp

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からもダウンロード可能。

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式 1）

イ 上記 4（4）に挙げる広報誌等の実績がわかるもの

(4) 提出期限

令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 5 時 15 分まで（電子メールは受信有効）

(5) 受付時間（持参のみ）

平日の午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から 5 時 15 分

(6) 提出方法

持参または PDF 形式のデータを電子メールで送付すること。

7 企画提案書

(1) 提出期限

令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 5 時 15 分まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書（A 4 判縦横どちらでも可。表紙を除き 20 ページ以内）

イ デザインラフイメージ（仕上がりイメージが分かるもの。ページ抜粋で可。ただし、「表紙」、「特集」、「市の魅力紹介」、「市勢要覧」の内容を含むこと。）

ウ 見積書（総額、内訳記載のこと。）

(3) 提出方法

PDF 形式のデータを電子メールで提出するとともに、7（2）イは 10 部を持参すること。

(4) 受付時間（持参のみ）

平日の午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から 5 時 15 分

(5) 提出場所

上記 6（2）と同じ

8 企画提案会

(1) 日時

令和 7 年 9 月 24 日（水）午後（時間は、後日、参加資格のある者に連絡する。）

(2) 場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎会議室

(3) 時間

各者 30 分（うち約 10 分は、質疑応答時間とする。）

(4) 評価項目

- ア 全体コンセプト
- イ 企画・構成案
- ウ デザイン案
- エ 提案・助言・支援
- オ 作業スケジュール及び作業分担
- カ 実施体制
- キ 業務実績

9 関連情報を入手するための照会窓口

総務企画局シティプロモーション推進室（住所は6（2）と同じ）

電話番号 044-200-2287

メールアドレス 17koho@city.kawasaki.jp

10 その他

- (1) 要請手続において使用する言語及び通貨
日本語・円
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案者負担とする。
- (4) 業務規模概算額
4,334,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以下
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 作成された冊子等の著作権は、川崎市に帰属する。
- (7) 企画提案書の提出者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、あらかじめ8（4）の評価項目について事前評価を行い、上位 5 者がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。